

淡路花博 25 周年記念花みどりフェア県民提案事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、「淡路花博 25 周年記念 花みどりフェア 2025 (以下「花みどりフェア」という。)」を県民との共創により全島あげての祭典とするとともに、プレイベントとして大阪・関西万博の機運醸成を図るため、花みどりフェアの開催趣旨及び開催テーマ『自然と生きる、いのちをつなぐ淡路島』に基づいた事業等を継続して実施する者に対し、淡路花博 25 周年記念花みどりフェア県民提案事業補助金 (以下「補助金」という。) を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業 (以下「補助対象事業」という。) は、次の各号のいずれかに該当するとともに、第 1 条に基づき、来島者等をおもてなしするための工夫がなされている事業とする。ただし、営利を目的とする事業、政治的活動及び宗教的活動を目的とする事業は対象としないものとする。

- (1) 新たな観光資源の創出又は既存観光資源の再構築により、地域の魅力・集客力を高める事業
- (2) メイン会場、サテライト会場等で催しを実施する事業
- (3) サテライト会場、公衆用道路等に面した場所を緑化整備する事業
- (4) 島内の地場産業等の PR 及び体験ができる事業
- (5) 山林の荒廃対策として、島内の伐採木竹を使用した事業
- (6) 里山保全等、自然との共生を PR 及び体験ができる事業
- (7) 島内における SDGs の取り組みを PR 及び体験できる事業
- (8) その他第 7 条に掲げる審査委員会が適当と認める事業

2 補助対象事業は、花みどりフェア期間内に実施する事業に限るものとする。ただし、第 7 条の審査委員会において、特に認められる場合は、その限りではない。

花みどりフェア期間：2025 年 3 月 20 日 (木・祝) ～ 4 月 27 日 (日)

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者 (以下「補助対象者」という。) は、団体若しくは民間事業者 (以下「団体等」という。) で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県内に所在地若しくは活動の拠点等を有する団体等であること。
- (2) 団体規約等を有し、事業責任者、会計責任者等を明確にしている団体等であること。
- (3) 県税の滞納がないこと。
- (4) 補助対象者の代表者及び構成員が兵庫県暴力団排除条例 (平成 22 年条例第 35 号) 第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者でないこと。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象とする経費は、補助対象事業の目的を達成するために直接必要な別表に掲げる経費とする。

- 2 団体等の事務所等の維持経費、交際費、慶弔費、食糧費、賞品及び景品、積立、他の団体への負担金及び補助金、予備費並びに団体の構成員に対する人件費は対象としない。
- 3 第 1 項に定める補助対象経費のうち、この要綱によらない国、県又は市から補助金等の交付を受けているものがあるときは、当該経費は、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額等)

第 5 条 補助金の額は、100 万円を限度に予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者 (以下「申請者」という。) は、花みどりフェア県民提案事業補助金交付申請書 (様式第 1 号) に次に掲げる書類を添えて、実行委員長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 同意書（様式第4号）
- (4) 誓約書（様式第5号）
- (5) 補助対象経費の額を証する書類の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実行委員長が必要と認める書類
（審査委員会の設置等）

第7条 補助金の交付の適否及び適正化を図るため、淡路花博25周年記念 花みどりフェア県民提案事業補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員長は、実行委員長が前条の規定による申請を受理したときに審査委員会を招集するものとし、審査委員会は、提出された書類により審議し、結果を実行委員長に報告するものとする。

3 審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（補助金の交付の決定等）

第8条 実行委員長は、前条第2項の規定による審査結果の報告に基づき補助金の交付の可否を決定するものとし、当該交付又は不交付の決定の通知は、花みどりフェア県民提案事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）に対し通知するものとする。

（交付の制限）

第9条 同一の補助対象者に対する補助金の交付は、1回限りとする。

（交付決定の内容変更）

第10条 交付決定者は、第8条の規定による補助金の交付決定の内容を変更するときは、速やかに、花みどりフェア県民提案事業補助金変更承認申請書（様式第7号）に、当該変更に係る書類等を添えて実行委員長に提出し、承認を受けなければならない。

2 実行委員長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、花みどりフェア県民提案事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第8号）により、当該交付決定者に対し通知するものとする。

（状況報告）

第11条 実行委員長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対して補助対象事業に関する報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業の完了した日から30日以内に、花みどりフェア県民提案事業補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類等を添えて、実行委員長に提出しなければならない。

- (1) 実績書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 補助対象事業実施に係る写真及び資料
- (4) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実行委員長が必要と認める書類
（額の確定）

第13条 実行委員長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その報告に関わる書類審査、現地確認等により完了検査を行い、当該報告に係る補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、花みどりフェア県民提案事業補助金交付額確定通知書（様式第12号）により、当該交付決定者に対し通知するものとする。

（補助金の支払等）

第14条 実行委員長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに、当該交付決定者に対し 補助金を支払うものとする。

2 実行委員長は、前項の規定にかかわらず、第1条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金を概算払又は前金払することができる。

3 交付決定者は、前2項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、花みどりフェア県民提案事業補助金交付請求書（様式第13号）を実行委員長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第15条 実行委員長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を15日以内の期限を定めて求めることができる。ただし、委員長が、やむを得ない事情があると認めたときは、期限を延長することができる。

（1） 補助金を他の用途に使用したとき。

（2） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（3） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

（4） この要綱その他関係法令に違反し、又は実行委員長の指示に従わなかったとき。

（5） 前各号に掲げるもののほか、実行委員長が補助金の交付を不相当であると認めるとき。

2 実行委員長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、花みどりフェア県民提案事業補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により交付決定者に通知するものとする。

（遅延利息）

第16条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付できなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を実行委員会に納付しなければならない。

（財産処分の制限）

第17条 交付決定者は、補助対象事業により取得した財産について、実行委員長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、又は処分をしてはならない。ただし、交付決定者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を実行委員会に返還した場合又は補助対象事業が完了した日の属する年度の末日の翌日から起算して5年を経過した場合は、この限りでない。

（関係書類の保管）

第18条 交付決定者は、補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類を整備し、当該補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費

費目	内 容
謝 金	司会、講師、出演者等の諸謝金、出演料など
交 通 費	講師、出演者等の交通費など
消 耗 品 費	必要な物品の購入費など
印 刷 費	参加者に供するための資料の印刷費など
運 搬 費	機器等の運搬費など
委 託 料	専門的な業務の委託料など
広 報 宣 伝 費	チラシ、ポスター等の作成、広報媒体の掲載料など
会 場 設 営 費	テント、ステージ等の設営費など
手 数 料	各種許認可等の取得に係る費用など
材 料 費	参加者に供するための材料の購入費など
賃 借 料	会場借上げ、機器リース料など
備 品 購 入 費	必要な備品の購入費など 但し、花みどりフェア終了後も継続して実施する事業に限る
人 件 費	団体等の構成員に対する人件費は除く
そ の 他	実行委員長が特に必要と認める経費 但し、団体等の基本運営経費、食糧費等は除く